

参議院農林水産委員会會議録第十六号

(二四五)

昭和六十年五月十六日(木曜日)
午後一時開会

委員の異動

四月二十五日

初村滝一郎君

補欠選任

久興君

久興君

五月七日

久興君

久興君

五月十日

久興君

久興君

五月十三日

久興君

久興君

出席者は左のとおり。

委員長

北修二君

理事

高木正明君

委員

谷川寛三君

委員

最上進君

委員

村沢牧君

委員

藤原房雄君

委員

岩崎純三君

委員

浦田勝君

委員

大城真順君

委員

熊谷太三郎君

委員

坂元親男君

本日、の会議に付した案件

○農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○蚕糸業緊急対策に関する請願(第二二九号)

○第七次漁港整備計画の促進及び漁港関係事業予算確保に関する請願(第二九三三号)

○国内農産物の自給率向上等に関する請願(第二一五七号外三件)

○畜産物の輸入抑制並びに畜産経営改善・生産振興対策及び価格安定対策の推進に関する請願(第二〇六七号)

○新潟食糧事務所小千谷支所及び塩沢支所の存置に関する請願(第三五四八号)

○農業・農村の振興と食糧自給力向上等に関する請願(第三二六六五号)

○森林・林業の振興等の対策強化に関する請願(第三二六六六号)

○農業者年金制度拡充強化に関する請願(第三九九九号)

○畜産・養蚕経営の安定強化に関する請願(第五二五六号)

○治山事業の拡充強化に関する請願(第五二五七号)

○委員長(北修二君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

農業災害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。佐藤農林水産大臣。

○農務大臣(佐藤守良君) 農業災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

農業災害補償制度につきましては、制度創設以来既に四十年近くの歳月を経過しておりますが、その間に、この制度が災害対策として農業経営の安定のために多大の寄与をしまいたことは御承知のとおりであります。

しかしながら、近年、農業事情及び農家の保険需要が変化してきており、これに即応した制度の改善が求められるとともに、厳しい財政事情のもとで制度の一層の合理化を図ることが必要となっております。このような状況にかんがみ、政府におきましては、補償内容の充実と制度の合理化を図ることを旨として農業災害補償制度の改正を行うこととし、この法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、共済掛金率の設定方式の改善であります。現行制度における共済掛金率は、共済目的の種類、農業共済組合等の区域等ごとに原則として一律に定められておりますが、近年における被害の発生態様にかんがみ、農業共済組合等が農家を共済事故の発生状況等により区分して共済掛金率を設定できるようにすることといたしております。

第二に、農作物共済の共済掛金国庫負担方式の合理化であります。

現在の農作物共済の共済掛金に対する国庫負担は、高被害地域が他の地域に比べ著しく高率であり、しかもその水準は、他の公的保険におけるそれと比べ高率となっておりますが、最近における農業事情等を考慮いたしまして、このような国庫負担方式の合理化を図ることといたしております。

第三に、家畜共済の改善であります。

現行の家畜共済は、出生後第六月以降の牛を共済目的としておりますが、肉牛の生産振興の重要性にかんがみ、農業共済組合等が肉牛の子牛及び胎児を家畜共済の共済目的に加えることができることといたしております。

第四に、果樹共済の改善であります。

最近における農家の保険需要の実情等にかんがみ、加入の促進を図るため、収穫共済について、共済事故のうち一部を除外しているいわゆる特定危険方式の補償水準の上限を引き上げ、補てん内容を充実するとともに、収穫共済の共済責任期間を短縮できる制度を設けることといたしております。

第五に、園芸施設共済の改善であります。

近年における施設園芸経営の実態等にかんがみ、農家の選択により、病虫害を共済事故としないことができる制度を導入することといたしております。

以上がこの法律案を提出する理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(北修二君) 以上で趣旨説明は終わりました。

次に、補足説明を聴取いたします。後藤経済局長。

○政府委員(後藤康夫君) 農業災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、既に提案理由において申し述べましたので、以下その内容について若干補足させていただきます。

第一に、共済掛金率の設定方式の改善についてであります。

近年における被害の発生態様を見ますと、農家間における技術格差等により被害の発生に著しい差異が認められる地域がありますので、今回、農家を共済事故の発生状況等により危険段階別に区分して共済掛金率を設定する方式を導入することとしたしております。この危険段階別の共済掛金率の設定方式は、農業共済組合等が実態に応じて実施できることとしたしております。

第二に、農作物共済の共済掛金庫庫負担方式の合理化についてであります。

現行の農作物共済の共済掛金の庫庫負担は、いわゆる超過累進方式をとっており、下限を五〇％とし、上限を水稲については七〇％、陸稲及び麦については八〇％とし、その範囲内で共済掛金率が高くなるほど庫庫負担率が高くなる方式となっておりますが、今回、この上限をそれぞれ一〇％ずつ引き下げる等の措置を講ずることとしたしております。この結果、例えば水稲の場合では、共済掛金率が四〇％を超える部分の庫庫負担率は現行の百分の七十が百分の六十となり、これに比べて庫庫負担率の累進の程度は、現行のそれと比較して緩やかなものとなるのであります。

第三に、家畜共済の改善についてであります。

現行の家畜共済は、出生後第六月以降の牛を共済目的としておりますが、食肉資源に占める肉牛の重要性、肉牛の子牛の死亡が繁殖農家に与える

影響の大きき等にかんがみ、今回、農業共済組合等が肉牛の子牛及び一定の生育の程度に達した胎児を家畜共済の共済目的に加えることができることとしたしております。この場合において、肉牛の子牛及び胎児については、他の牛と一体として共済関係が成立することとしたしております。

第四に、果樹共済の改善についてであります。

その一は、補償水準の引き上げであります。現在、収穫共済の共済金額は、標準収穫金額の七割を限度としておりますが、共済事故のうち一部を除外しているいわゆる特定危険方式については、この限度を八割まで引き上げることとしたしております。

その二は、収穫共済の共済責任期間の特例の新設であります。現行の収穫共済の共済責任期間は花芽の形成期から果実の収穫までの一年半ないし二年の期間となっておりますが、被害の発生態様等から適当な場合には、これを短縮した期間を共済責任期間とすることができるといたしましたしております。

第五に、園芸施設共済の改善についてであります。

現行の園芸施設共済は、気象上の原因による災害、火災、病虫害等のすべての災害を共済事故とし、加入者が共済事故を選択することは認めないこととなっておりますが、近年における施設園芸経営の実態、農家の保険需要の実情等にかんがみ、施設園芸の経営条件が一定基準に適合する農家につきましては、病虫害を共済事故から除外することができるとし、これにより農家の掛金負担の軽減と加入の促進を図ることとしたしております。

以上をもちまして農業災害補償法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○委員長(北修二君) 以上で説明は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(北修二君) この際、参考人の出席要求

に関する件についてお諮りいたします。

農業災害補償法の一部を改正する法律案審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(北修二君) 御異議ないと認めます。

なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(北修二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(北修二君) 次に、請願の審査を行います。

第二二九号畜産緊急対策に関する請願外十二件を議題といたします。

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(北修二君) 速記を起してください。

本委員会に付託されております十三件の請願につきましては、理事会におきまして協議いたしました結果、第二九三号第七次漁港整備計画の促進及び漁港関係事業予算確保に関する請願外三件は議院の会議に付するを要するものにして内閣に送付するを要するものと、第二二九号畜産緊急対策に関する請願外八件は引き続き審査することに意見が一致いたしました。

つきましては、右のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(北修二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(北修二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時九分散会

〔参照〕

農林水産委員会付託請願中採択一覧表(四件)

第二九三号 第七次漁港整備計画の促進及び漁港関係事業予算確保に関する請願

第三六六号 森林・林業の振興等の対策強化に関する請願

第五二五号 畜産・養蚕経営の安定強化に関する請願

第五二五七号 治山事業の拡充強化に関する請願

四月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、地域林業振興法案(衆)

地域林業振興法案

地域林業振興法

〔目的〕

第一条 この法律は、林業が重要な地位を占めている地域について、当該地域の林業従事者等の自主的な意向に基づく林業及び関連産業の振興に関する総合的な計画の作成並びにこれに基づく事業の円滑な実施に関し必要な措置を講ずることにより、当該地域における林業及び関連産業の一体としての振興を図り、もつて地域経済の発展に寄与することを目的とする。

〔定義〕

第二条 この法律において「森林」及び「森林所有者」とは、それぞれ、森林法昭和二十六年法律第二四十九号(第二条第一項及び第二項に規定する森林及び森林所有者をいう。

2 この法律において「林業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 森林の立木竹の伐採及び搬出の事業

二 造林又は育林の事業

三 造林のための種穂の採取又は苗木の育成の事業

四 きのご類、山菜その他政令で定める林産物の採取又は生産の事業

五 林道の整備の事業

六 森林の土地の保全又は保安施設の整備の事業

七 森林を保健又は休養の用に供する事業で政令で定めるもの

八 前各号の事業に附帯する事業

3 この法律において「林業労働者」とは、林業の業務に従事する労働者をいう。

4 この法律において「関連産業」とは、製材業、木製品製造業その他林産物の加工又は林産物若しくは林産物に係る加工品の販売の事業であつて政令で定めるもの並びに森林及びその周辺の地域における観光に関する事業をいう。

(林業等振興基本目標及び基本対策)

第三条 農林水産大臣は、林業基本法(昭和三十九年法律第六十一号)第十条第一項の基本計画及び長期の見通し並びに森林法第四条第一項の全国森林計画との調和が保たれるように考慮して、林業及び関連産業の振興に関する基本的な目標並びに当該目標を達成するために必要な基本的な対策(以下「林業等振興基本目標及び基本対策」という。)を定めるものとする。

2 農林水産大臣は、林業等振興基本目標及び基本対策を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、都道府県知事並びに森林所有者の組織する団体、林業を営む者の組織する団体、林業労働者の組織する団体及び関連産業を営む者の組織する団体(以下「関係団体」という。)の意見を聴かなければならない。

3 農林水産大臣は、林業等振興基本目標及び基本対策を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(林業等振興基本目標及び基本対策の変更)

第四条 農林水産大臣は、森林の現況、林産物の需給事情その他の経済事情等の変動により必要

があると認めるときは、林業等振興基本目標及び基本対策を変更することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、林業等振興基本目標及び基本対策の変更について準用する。

(林業等振興目標及び対策)

第五条 都道府県知事は、林業等振興基本目標及び基本対策に基づき、森林法第五條第一項の地域森林計画との調和が保たれるように考慮し、かつ、地域の自然的経済的社会的諸条件を勘案して、当該都道府県における林業及び関連産業の振興に関する目標並びに当該目標を達成するために必要な対策(以下「林業等振興目標及び対策」という。)を定めるものとする。

2 都道府県知事は、林業等振興目標及び対策を定めようとするときは、関係市町村及び関係団体の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事は、林業等振興目標及び対策を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(林業等振興目標及び対策の変更)

第六条 都道府県知事は、森林の現況、林産物の需給事情その他の経済事情等の変動により必要があると認めるときは、林業等振興目標及び対策を変更することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、林業等振興目標及び対策の変更について準用する。

(地域林業振興市町村の指定)

第七条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する市町村を地域林業振興市町村として指定することができる。

一 当該市町村の区域の面積のうちその区域内にある森林の面積の占める比率が政令で定める比率以上であり、かつ、その区域内にある民有林(森林法第二条第三項に規定する民有林のうち、その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと思われるものを除いたものをいう。

以下同じ。)の面積が政令で定める面積以上であること。

二 当該市町村の区域内において林業を営む者の数が政令で定める数以上であること。

2 都道府県知事は、地域林業振興市町村の指定をしようとするときは、当該市町村に協議しなければならない。

3 都道府県知事は、地域林業振興市町村の指定をしたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、農林水産大臣に報告しなければならない。

(地域林業振興計画)

第八条 地域林業振興市町村は、林業等振興目標及び対策に基づき、森林法第五條第一項の地域森林計画との調和が保たれるように考慮し、かつ、地域の自然的経済的社会的諸条件を勘案して、当該地域林業振興市町村の区域内にある民有林に係る林業及び関連産業の振興に関し、毎年、五年を一期とする地域林業振興計画をたてなければならない。

2 地域林業振興計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 林業及び関連産業の振興の基本的な方針に関する事項

二 森林所有者、林業を営む者又は関連産業に係る中小企業者の協同組織の育成に関する事項

三 森林の立木竹の伐採、造林、育林、林道の整備その他森林の整備に関する事項

四 関連産業の育成並びに林業及び関連産業の経営の近代化に関する事項

五 林業労働者の雇用の安定、労働条件の改善及び就業機会の増大に関する事項

六 生活環境の整備に関する事項

七 地域林業振興計画に基づく事業の実施に必要な資金に関する事項

八 その他林業及び関連産業の振興に関し必要な事項

3 地域林業振興市町村は、地域林業振興計画をたてるに当たっては、林業及び関連産業の一体

としての振興を図る見地から前項各号に掲げる事項を有機的連係の下に総合的に定めるとともに、当該地域林業振興市町村に隣接する市町村における林業及び関連産業の振興を図るための措置との関連について適切な考慮を払わなければならない。

4 地域林業振興市町村は、地域林業振興計画をたてようとするときは、地域林業振興協議会の議を経なければならない。

5 地域林業振興市町村は、地域林業振興計画をたてたときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

6 都道府県知事は、地域林業振興市町村がたてた地域林業振興計画について必要な調整を行い、その内容を当該地域林業振興市町村に通知するものとする。

7 地域林業振興市町村は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、同項の規定による調整に係る地域林業振興計画を公表しなければならない。

8 都道府県知事は、前項の地域林業振興計画を農林水産大臣に報告しなければならない。

9 農林水産大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る地域林業振興計画を関係行政機関の長に通知しなければならない。

(地域林業振興計画の変更)

第九条 地域林業振興市町村は、林業事情等の変動により必要があると認めるときは、地域林業振興計画を変更することができる。

2 前条第三項から第九項までの規定は、地域林業振興計画の変更について準用する。

(立木竹の伐採、造林又は育林の事業についての勧告)

第十条 地域林業振興市町村の長は、森林(森林法第二十五条の規定により指定された保安林及び同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。以下この条において同じ。)の立木竹の伐採、造林又は育林の

事業が地域振興計画において定められてい
る森林に係る立木竹の伐採、造林又は育林に關
する事項に従つて実施されていらないことによ
り、地域振興計画の達成に著しい支障が生
じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、
当該森林の森林所有者その他権原に基づき当該
森林の立木竹の使用又は収益をする者（以下
「当該森林の森林所有者等」という。）に対し、理
由を付して、当該事項に従つて森林の立木竹の
伐採、造林又は育林の事業を実施すべき旨を勧
告することができる。ただし、当該森林が森林
法第十条の八第三項第四号の特定森林である場
合において当該森林の森林所有者等に対し同法
第十条の十一第一項の規定による勧告をすること
ができるときは、当該勧告の内容とならうる事
項については、この限りでない。

2 地域振興計画市町村の長は、前項の規定によ
る勧告をしようとするときは、当該森林の森林
所有者等に意見を述べる機会を与えなければな
らない。

3 地域振興計画市町村の長は、第一項の規定によ
る勧告をした場合において、その勧告を受け
た者がこれに従わないとき、又は従う見込みが
ないと認めるときは、その者に對し、当該森林
又は当該森林の立木竹について所有権又は使用
及び収益を目的とする権利を取得しようとする
者で地域振興計画市町村の長の指定を受けたも
のと当該森林又は当該森林の立木竹についての
所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権
利の設定若しくは移転に關し協議すべき旨を勧
告することができる。

（交付金）
第十一條 国は、予算の範囲内において、政令で
定めるところにより、地域振興計画市町村に對
し、地域振興計画に基づく事業に係る経費に
充てさせるため、交付金を交付する。

2 都道府県は、地域振興計画市町村に對し、地
域振興計画に基づく事業に係る経費に充て
させるため、交付金を交付することができる。

（助成）
第十二條 地域振興計画市町村は、地域振興計
画に基づき事業を実施する者に対し、当該事
業に要する経費について補助する。

2 国、都道府県及び地域振興計画市町村は、地
域振興計画の達成のために必要な助言、指
導、資金の融通のあつせんその他の援助を行
うに努めるものとする。

（地域振興計画の尊重等）
第十三條 国は、国有林野事業（国有林野事業特
別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）第一
条第二項に規定する国有林野事業をいう。以下
同じ。）につき計画をたてるに当たつては、地域
振興計画を尊重し、かつ、これとの調和が
保たれるように努めなければならない。

2 国は、国有林野事業の運営に妨げのない限り、
国有林野事業に關する組織をもつて、地域振興
計画に基づく事業が円滑に実施されるよう
に協力するものとする。

第十四條 地域振興計画市町村に、地域振興計
画を置く。

2 地域振興計画協議会（以下「協議会」という。）
は、この法律によりその権限に属させられた事
項を処理するほか、地域振興計画市町村におけ
る林業及び関連産業に關する事項について、地
域振興計画市町村の長に意見を述べることで
きる。

3 協議会は、当該地域振興計画市町村に關係を
有する森林所有者を代表する者、林業を営む者
を代表する者、林業労働者を代表する者及び関
連産業を営む者を代表する者並びに当該地域振
興計画市町村の住民を代表する者二十五人以内
で組織する。

4 前項の森林所有者を代表する者は森林所有者
の組織する団体の推薦に基づいて、同項の林業
を営む者を代表する者は林業を営む者の組織す
る団体の推薦に基づいて、同項の林業労働者を
代表する者は林業労働者の組織する団体の推薦

に基づいて、同項の関連産業を営む者を代表す
る者は関連産業を営む者の組織する団体の推薦
に基づいて、同項の住民を代表する者は当該地
域振興計画市町村の協議会の推薦に基づいて、当
該地域振興計画市町村の長が任命する。

5 前二項に定めるもののほか、協議会の組織及
び運営に關し必要な事項は、条例で定める。
（報告の徴収）

第十五條 農林水産大臣、都道府県知事又は地域
振興計画市町村の長は、この法律の施行のため
必要があるときは、森林所有者その他権原に基
づき森林の立木竹の使用又は収益をする者、林
業を営む者、林業労働者及び関連産業を営む者
からその森林の現況又は業務の状況等に関する
報告を徴することができる。

附則
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。

2 森林法の一部を次のように改正する。
第九十三條中「定める者が行う場合」の下
に「（地域振興計画（昭和六十年法律第
八号）第八條第一項の地域振興計画に基づき
行う場合を除く。）を加える。

本案施行に要する経費として、初年度約七百
五十億円の見込みである。

四月二十四日本委員会に左の案件が付託された。
一、畜産・養蚕経営の安定強化に関する請願第
五二五六号
二、治山事業の拡充強化に関する請願（第五二五
七号）

第五二五六号 昭和六十年四月十九日受理
畜産・養蚕経営の安定強化に関する請願
請願者 長野市南長野町下六九二ノ二長野

県議会内 小林庄司
紹介議員 村沢 牧君
長野県の畜産・養蚕業は、農業における基幹部門
として重要な地位を占めている。しかるに、近年、
畜産・養蚕家は、畜産物、絹製品等の消費の伸縮
と価格の低迷、生産資材費の値上げ等による経
営悪化に加え、外国からの輸入圧力が高まるなど
深刻な危機に直面している。ついで、畜産・養蚕
農家の経営の安定強化を図るため、次の措置を早
急に講ずるよう強く要請する。

一、畜産政策価格については、基準糸価を一キロ
グラム当たり一万二千元に早期決定するととも
に、実勢糸価をそれ以上に確保するよう諸対策
を講ずること。

二、畜産・養蚕政策を確立すること。
1 牛肉などの輸入自由化を阻止するととも
に、乳製品、畜産物、繭、生糸、絹織物等の輸
入規制を強化すること。
2 生乳、畜産物、絹製品等の需要拡大対策を
一層強化すること。
3 生糸の一元輸入措置を堅持強化すること。

第五二五七号 昭和六十年四月十九日受理
治山事業の拡充強化に関する請願
請願者 長野市南長野町下六九二ノ二長野
県議会内 小林庄司
紹介議員 村沢 牧君

長野県は、県土の大半を森林が占め、地形が急し
ゆんでぜい弱な地質が多く、台風、集中豪雨等に
よる山地災害が多発しており、加えて、近年、経済
社会の進展にともない、山地にまで開発がすすみ、
山地に起因する災害の危険性が増大している。し
かるに、治山事業については、昭和五十七年度を
初年度とする第六次治山事業五箇年計画に基づき
実施しているが、厳しき財政事情等により大幅に
遅れている現状から大災害につながるものと憂慮
され、人命や財産を守るため、山地災害の防止、水
源かん養機能の拡充強化等を図ることが緊急の課
題となつてゐる。よつて、国土の保全と国民生活

の安定・向上を図るため、予算枠の拡大等治山事業を拡充強化するよう強く要請する。

五月九日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は四月十一日)

一、農業災害補償法の一部を改正する法律案

第五号中正誤

ページ 段 行 誤 正

二 四 終わり

三 一 七 終わり

二 四 終わり

一 七 終わり

二 四 終わり

三 一 七 終わり

二 四 終わり

一 七 終わり

二 四 終わり

三 一 七 終わり

二 四 終わり

一 七 終わり

二 四 終わり

三 一 七 終わり

実体 実態

六千八百十九年

六千八百十九年

九十四七銭

九十四七銭

基礎 疑似

疑似

いったい

いったい

可欠 可決

可決

可決

可決

第六号中正誤

ページ 段 行 誤 正

二 四 終わり

三 一 七 終わり

二 四 終わり

一 七 終わり

二 四 終わり

三 一 七 終わり

誤 正

誤 正

誤 正

誤 正

誤 正

誤 正

昭和六十年五月二十一日印刷

昭和六十年五月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局